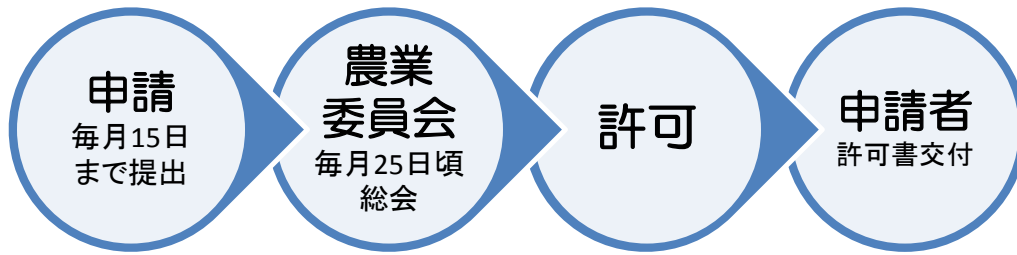


農地法の手続きって、どうすればいいの？

☆農地所有者が農地を農地として売買、貸し借りするには『農地法第3条許可』が必要です。



☆農地所有者が農地を農地以外に転用するには『農地法第4条許可』が必要です。



☆農地所有者が農地を農地以外に転用する目的で売買、貸し借りするには『農地法第5条許可』が必要です。



☆ 転用申請する前にお読みください ☆

◆農地の転用は、**農用地区域内の農地**は原則として認められません！転用する場合には、**除外手続き**を行ってから申請をしてください。→**農用地区域内からの除外申請は、農林振興課（45-7218）が窓口です。**

◆許可を受けずに転用すると、工事の中止または原状回復その他違反行為の是正のために必要な措置を命ずることができるほか、**3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下）**が適用されることがあります。

◆自己所有の農地を**2a未満**の農業用施設（堆肥舎、水路）等に転用する場合は、**許可は不要**ですが、『**許可不要転用届**』の提出は**必要**です。



詳しいお問い合わせは

あさぎり町農業委員会 45-7225へ